

葉山町議会議長 土佐洋子 様

トゥモローランドのホテル建設事業に関連する町道 240 号線の通行止め工事延期の陳情

1 陳情の主旨

町道 240 号線の交通の安全確保、公益性、周辺住民の日常生活の維持及び憲法上保障された人格的利益を保全するため、議会から道路管理者である葉山町に対し添付「要請書」の以下要請を実行するよう勧告していただきたく陳情いたします。

- 憲法 13 条に基づく人格権保護の観点からも、夏季における町道 240 号線の通行止めを伴う工事の実施は回避されるべきであるとの判断の下、事業者に対して工事の実施時期を「令和 7 年 9 月中旬以降」に延期するよう強く指導をお願いいたします。
- 町道 240 号線の通行止めを伴う工事の実施時期を「令和 7 年 9 月中旬以降」に指定して、事業者に対する道路占用許可の変更をお願いいたします。

2 陳情の理由

現在、葉山町堀内字葉山 955 番 2 外 7 筆で進んでいるトゥモローランドのホテル建設事業に関連し、町道 240 号線の通行止めを伴う工事を本年 6 月 19/20/23 日の 3 日間および本年 7 月 15/16/17/18/22/23 日の 6 日間で予定していると、5 月 16 日(金)の住民説明会でトゥモローランド側施工会社の西松建設から説明を受けました。

当該道路は、私たち近隣住民の日常生活上不可欠な生活道路であり、通勤・通学・買い物・通院などに日常的に利用されております。特に夏季(6 月～8 月)は例年観光客や海水浴客の流入によって深刻な交通渋滞が発生しております。

このような時期に通行止めを伴う工事を実施することは、住民生活及び営業に著しい支障をもたらすものであり、5 月 16 日(金)の住民説明会の議論において、住民の意思を以下のとおりトゥモローランド側に伝えました。

- 夏季(6 月～8 月)の町道 240 号線の通行止めは到底受け入れられない。
- 本年 9 月中旬以降ならば、町道 240 号線の通行止めを伴う工事の実施を受忍する。

夏季(6 月～8 月)の町道 240 号線の通行止めは、ただでさえ交通混雑が常態化しているこの状況において、近隣住民の日常生活に大きな支障をもたらします(憲法上の人格的利益侵害の懸念)。緊急車両の通行や高齢者の通院等にも深刻な影響を及ぼし、公共の利益を損なうおそれがあります(道路法 32 条違反の懸念)。加えて近隣の宿泊・飲食・サービス事業者の営業を妨害し、すでに 6 月の予約が一杯になっている事業者はすべてのお客様に 6 月の工事を説明して理解していただく時間がない状態にあります。

何卒、議会から葉山町に対し本件要請を実行するよう勧告をお願いいたします。

令和7年6月4日

住所 神奈川県三浦郡葉山町堀内 932-6

氏名 鳥山泰輔

